

衛生委員会よりお知らせ！！

安全衛生教育について

安全衛生教育に関して法律で定められている項目は、8つの項目があります。

事務仕事を中心となる業種などにおいては、

特に以下の4項目について、ご理解いただく必要がございます。

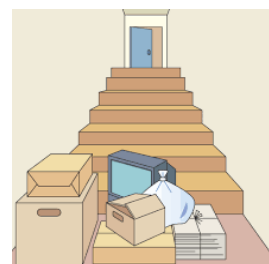
■当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

⇒タブレットやパソコンの長時間使用に伴うV D T症候群や座り作業による腰痛に加え、運動不足による生活習慣病も大きな問題となっていますので、注意してください。



■整理、整頓（とん）および清潔の保持に関すること。

⇒整理整頓は、清潔保持という観点だけではなく、災害時の危険防止という観点からも高い場所や避難通路上に物を置かないなど、適切な対応に心がけてください。



■事故時等における応急措置、および退避に関すること。

⇒新人スタッフや新しい現場などは周囲のことがよく分かっておりません。災害が起きた時に、適切な消火活動や避難を行えるように、対象者は事前に責任者より指導を受けてください。



■前各号に掲げるものの他、当該業務に関する安全、または衛生のために必要な事項。

⇒セクハラ・パワハラ・ストレス等のメンタル不調の相談がある場合には、産業医の医師を紹介いたしますので、衛生管理者へお問い合わせください。

⇒定期健康診断の案内があった場合は、必ず受診の程、お願い致します。

⇒ストレスチェックの案内があった場合は、可能な限り受検の程、お願い致します。



皆様においては、上記、4項目を一読頂き、ご理解の上、日々の業務に従事して頂きますよう、よろしくお願い致します。